

# 第5章 施策の大綱

芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、以下の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

## 1 住民とともに進めるまちづくり

### 1 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援及び地域づくりを進めるリーダーの育成・支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。



## 2 安全で安心して暮らせるまち



### 1 安全・安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災組織の充実や急傾斜地対策、雨水・排水対策など防災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 3 子どもがのびのびと育つまち

#### 1 子育て支援

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービス及び保育施設の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心とした育児支援の充実に取り組みます。



#### 2 幼児教育・学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、学力の向上や健康な体づくりはもとより、豊かな人間性や創造力の育成など、学校教育や幼児教育の充実を図ります。また、小学校の耐震化や給食センターの整備など安心して学習することができる教育環境づくりを進めます。

### 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち



#### 1 社会福祉

高齢者や障がいを持つ人などがいきいきと生活できる社会をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を行い、地域福祉の推進を図ります。また、健康づくりや生きがいづくり事業の充実に取り組みます。

#### 2 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室の充実を努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、健康相談による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導による医療費の削減等に取り組み、国民健康保険事業の安定化を図ります。

#### 3 医療

町立芦屋中央病院の医療機器の充実をはじめ、各医療機関との連携を図り、住民が安心して生活できるよう地域医療体制の整備・充実に取り組みます。

## 5 活力ある産業を育むまち

### 1 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、中核農家<sup>※1</sup>をはじめとする担い手の育成支援に取り組み、農業生産の振興を図ります。また、地産地消<sup>※2</sup>や農産物のブランド化を支援し、農業経営の安定化を図ります。

### 2 水産業

直売所の整備や、つくり育てる漁業の推進などにより地産地消及び漁業経営の安定化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の環境整備により、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

### 3 商工業

商工会と連携を図りながら事業所の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用した中心商業拠点の形成及び企業誘致条例を活用した取り組みなど、住民の利便性の向上と雇用の確保を図ります。

### 4 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。

また、観光協会などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。



※1**中核農家**：芦屋町では、経営耕地が1ヘクタール以上の農家を中核農家とする。

※2**地産地消**：地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

## 6 環境にやさしく、快適なまち

### 1 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

### 2 公園・緑地

緑地の保全・育成に組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、住民や訪れた人が潤いを感じ、さまざまな交流の機会を生み出すことができるよう、公園の整備充実や良好な維持管理を進めます。

### 3 土地利用・住宅

地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域<sup>\*1</sup>」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しを検討します。また、定住奨励施策の検討など定住促進に取り組むとともに、町営住宅の長寿命化<sup>\*2</sup>及び管理戸数の適正化を図ります。

### 4 道路・交通

老朽化した生活道路などの整備や歩道のバリアフリー化、橋梁の長寿命化など道路の整備促進に取り組めます。また、近隣市町や関係機関と連携を図りながら、バス交通の運行確保や利便性の向上など公共交通網の充実を図ります。

### 5 上水道・下水道

計画的な公共下水道施設の整備、浄化センター及びポンプ場の長寿命化に向けた改築更新など、公共下水道の整備充実を図ります。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図ります。



※1**用途地域**：「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

※2**長寿命化**：公共施設などについて、限られた財源の中で計画的に改築や修繕等を行い、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命をのばすこと。



## 7 心豊かな人が育つまち

### 1 生涯学習

「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組みます。

また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。

### 2 人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

### 3 歴史・文化

芦屋町の貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や後継者の育成に努めるとともに、芦屋釜の里・歴史の里の活用を図ります。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の独立支援に取り組みます。

さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

### 4 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、ホームステイ派遣事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

